



町職員の給与及び職員数

2 部門別職員数の推移 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		
		20年	21年	対前年増減数
一般行政部門	議会部門	2	2	
	総務部門	35	39	4
	税務部門	17	17	
	民生部門	51	52	1
	衛生部門	17	17	
	農林水産部門	16	15	△1
	商工部門	1	1	
	土木部門	14	12	△2
小計	153	155	2	
特別行政部門	教育部門	38	33	△5
	小計	38	33	△5
公営企業等会計部門	水道部門	7	6	△1
	下水道部門	5	5	
	その他部門	19	18	△1
	小計	31	29	△2
合計	222	217	△5	

(注) 職員数は、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除きます。

定員適正計画の目標

1 定員適正化目標

平成22年度を目標とした第3次松前町新総合計画に基づく各種事業の実施や、新たな行政需要等を考慮し、また、集中改革プランによる定員管理の目標を基本としながら、一般行政部門では平成22年度までに平成18年4月1日より3人の削減を目標としています。

計画達成に向け、毎年、行政需用を把握するとともに、定員管理診断を基に毎年見直しを行い、定員の適正化を図ります。

2 主な定員適正化手法の概要

① 事務の統廃合・縮小

平成21年4月には、総務部・保健福祉部・産業建設部を新たに創設し、事務事業が類似した課を統廃合することで、17課を14課にする大幅な組織改革を行いました。また、新たに部長制を導入し、全庁一体となって地域間競争に勝ち、飛躍に向けたまちづくりに取り組みやすい体制としています。

② 外部委託

事務及び施設の管理運営などで可能なものは委託を進めます。

③ 非常勤職員などの活用

退職者の2分の1補充を基本とします。ただし、可能な部門については退職補充を行わず、臨時職員などの活用を図ります。

9 時間外勤務手当

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
20年度	35,273千円	203千円
19年度	48,784千円	288千円

10 その他手当

(平成21年4月1日現在)

区分	内容 (国と同じ)	
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外	6,500円
	配偶者がいない場合の扶養家族1人	11,000円
	満16歳年度始めから満22歳年度末までの間にある子1人につき加算	5,000円
住居手当	持ち家 新築・購入後5年	2,500円
	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている者に対し27,000円を限度に支給	
通勤手当	交通機関利用者	運賃等相当額55,000円を限度に支給
	自動車等の利用者	通勤距離2km以上の者に通勤区分に応じ、2,000円から24,500円を限度に支給

11 特別職の給料など

(平成21年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
町長	777,600円	6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分 職務加算 15%
副町長	617,400円	
議長	380,000円	
副議長	310,000円	
議員	290,000円	

(注) 町長及び副町長の給料月額は、10%減額して支給している給料月額です。

職員数の状況

1 一般行政職の級別職員数

(平成21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	係員	係員	主任・係長	課長補佐・係長	課長・課長補佐	部長・課長	部長	
職員数	14人	3人	69人	28人	16人	6人	1人	137人
構成比	10.2%	2.2%	50.4%	20.4%	11.7%	4.4%	0.7%	100%
参考(前年)	標準的な職務内容	係員	主任・係長	課長補佐	課長	課長		
	職員数	14人	10人	72人	30人	13人	2人	141人
	構成比	9.9%	7.1%	51.1%	21.3%	9.2%	1.4%	100%

(注) 1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務(職名)です。

2 平成21年度より部制を導入し、給料表を6級制から7級制に移行しました。